

全議M1第18号
令和2年7月16日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 滝本純生

委員会のオンラインによる開催に関する総務省通知について

先般、総務省から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される事情がある場合に、一定の要件を満たせば、いわゆるオンライン会議による委員会の開催が差し支えない旨の通知（総行第117号 令和2年4月30日「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」）が出されました。

本会では、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、その運用に当たり留意すべき事項について総務省に照会していましたところ、今般、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&A」（総行第180号 令和2年7月16日総務省自治行政局行政課長通知）が、全国の地方議会に示されました。

今回の通知は、新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものですが、オンライン会議による委員会の開催を検討している市議会におかれましては、今回の通知を参考に適切に対応していただきますよう、お願いします。

今後も、必要に応じて総務省に照会を行い、その結果については、適宜、情報提供を行っていく予定です。

なお、本会としては、デジタル社会の急速な進展を踏まえて、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方について三議長会で総務省と意見交換を行っていくとともに、本会議におけるオンラインの活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にするよう、要望しておりますことを申し添えます。

担当 全国市議会議長会企画議事部
TEL 03-3262-2303